

平成30年第2回紀の川市議会定例会 第2日

平成30年 6月10日(日曜日) 開議 午前 9時28分
散会 午前11時35分

◎議事日程(第2号)

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程(第2号)のとおり

○出席議員(22名)

1番 門 眞一郎	2番 上 野 宗彦	3番 仲 谷 妙子
4番 船 木 孝明	5番 中 尾 太久也	6番 太 田 加寿也
7番 石 脇 順治	8番 並 松 八重	9番 中 村 まき
10番 大 谷 さつき	11番 阪 中 晃	12番 榎 本 喜之
13番 高 田 英亮	14番 川 原 一泰	15番 森 田 幾久
16番 村 垣 正造	17番 堂 脇 光弘	18番 竹 村 広明
19番 石 井 仁	20番 杉 原 勲	21番 室 谷 伊則
22番 坂 本 康隆		

○欠席議員(0名)

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 宏	企画部長	今 城 崇 光
総務部長	金 岡 哲 弘	危機管理部長	中 浴 哲 夫
市民部長	尾 上 之 生	福祉部長	橋 本 好 秀
農林商工部長	神 徳 政 幸	建設部長	前 田 泰 宏
会計管理者	浅 野 徳 彦	上下水道部長	上 中 勝 彦
農業委員会事務局長	吉 川 博 造	教育長	貴 志 康 弘
教育部長	山 野 浩 伸		

○議会事務局職員

事務局長	中 野 朋 哉	事務局次長	柏 木 健 司
議事調査課主幹	片 山 享 慈	議事調査課主幹	岩 本 充 晃

（開議 午前 9時28分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

本日、6月10日は日曜日ですが、議員の都合により、特に会議を開きます。また、議会広報用に議会の風景を撮影させていただきますので、御了承お願いいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回紀の川市議会定例会2日目の会議を開きます。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりで、日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

日程第1 一般質問

○議長（坂本康隆君） はじめに、9番 中村まき君の一般質問を許可いたします。

9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） おはようございます。

議長の許可がありましたので、一般質問を行います。

今回は、よりよい生活環境を守る取り組みについて質問させていただきます。

現代社会は、技術の革新により便利になると同時に、これまではなかったさまざまな悪影響もふえました。原子力発電所の放射能の漏れ事故などに代表されるように、市民生活が恩恵以上の被害を受けることもあります。

身近なところでは、産業廃棄物の処分場が建設され、環境への負荷が懸念されています。現在、計画が進められている大型の風力発電は、景観や低周波の問題など紀の川市の大切な自然環境や住民生活に大きな影響を及ぼすことが想定されるなど、これまでにはなかった問題が発生してきています。ほかにも、携帯電話の基地局や太陽光発電のソーラーパネルなど近隣住民にとって大きな影響を及ぼす問題が多く、のところで生まれてきています。また、悪臭や騒音、明るさや振動、これまでに想定されなかった環境問題が市民の生活を脅かすという状況が数多く発生しています。そんな中で、御近所トラブルなども発生していますが、こうした状況を放置せず、トラブル回避のために努力していただいていることは聞いています。

そうしたさまざまな問題の中でも、今回はソーラーパネルと風力発電に関して質問をしたいと思います。

まず、市内の至るところにふえ続けているソーラーパネルや現在計画されている巨大な風力発電所が紀の川市の景観や自然環境、近隣住民に及ぼす影響に関してどのように考えていますか。現状認識について、お聞かせください。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） おはようございます。

中村議員のただいまの御質問につきましてお答えいたします。

太陽光や風力につきましては、再生可能エネルギーと呼ばれ、法律の上では、「エネルギーとして永続的に利用することができる」と認められるもの」としては、太陽光、風力、水力、地熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱、そしてバイオマスが規定されております。政府は、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない石油等にかわるクリーンなエネルギーとして導入・普及を促進してございます。

和歌山県におきましても、発電時に温室効果ガスを排出せず、豊富な日照時間など本県の持つ自然資源を生かせる太陽光発電や風力発電などの新エネルギーの普及を促進してございます。

本市におきましても、再生可能エネルギーにつきましては、地球温暖化対策として、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減が求められている現状にあって有効な事業分野であると考えてはおりますが、一方で、環境との調和を確保しながら事業の普及を図る必要があると認識しているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 私は、再生可能エネルギーの推進について否定しているわけではありません。危険な原子力発電はすぐに中止して、安全な再生可能エネルギーに変えていくことは急務だと考えています。でも、だからといって再生可能エネルギーなら何でもいいということはありません。

今、部長は、環境との調和を確保しながらと答弁されましたが、では、具体的にはどのようにして環境との調和を図っていこうとされているのでしょうか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 現状、市内に点在いたします太陽光発電施設設置のための事業用地につきましては、空き地等の有効活用という面においては一つの方策ではあると考えているところではございますが、同時に、環境との調和を確保することや各種関係法令を遵守した上で、事業として実施・運営していただく必要はあると考えてございます。

また、当市にかかわる風力発電として計画途中にあります、（仮称）「紀の川風力発電事業」につきましては、事業者において「環境影響評価（いわゆる環境アセスメント）」の手續の第1段階「配慮書の手續」が終わり、現在は第2段階である「方法書の手續」が行われているところであり、「手續」の各段階それぞれにおきまして、県から市の意見を求められることとなっております。

市といたしましては、周辺住民の生活や健康面において好ましくない影響が及ぶことがないように、また景観や自然保護、その他の観点も含めまして、計画を進める上で慎重な対応が図られるよう、今後とも、県を通じ、事業者へ意見を述べてまいりたいと考えてい

るところでございます。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 住民の健康面に好ましくない影響が及ぶことがないようにと答弁されましたが、既に風力発電所が建設された地域において低周波などの健康被害が発生していることは、市も御存じなのではないでしょうか。建設すれば必ず健康被害が発生するのです。好ましくない影響を回避するのであれば、建設しないことが最も効果的だということです。

ソーラーパネルについても、空き地の有効活用と言われましたが、空き地の横に住宅があることも想定されてのことでしょうか。家のすぐ横に巨大なパネルが立ち並ぶ景観、そしてソーラーパネルで発電した直流の電気を交流に変換するパワーコンディショナーという装置からは騒音も発生します。ほかにも、反射、強風などによってパネルそのものが飛ばされる危険性に、将来的に役目を終えたパネルが撤去されるのかどうかという問題もあります。

こうした問題が発生することは容易に推測されることなので、本来なら再生可能エネルギーを推進する国が法整備を行うべきです。しかし、政府がそうした規制を行わない現状で市民生活に悪影響が出ているのであれば、それを規制することが地方自治体の役割なのではないでしょうか。

そこで、今回の提案は、市独自で条例を整備する、またはガイドラインを設けるなどして市民生活を守る必要があると考えますが、市の認識をお聞かせください。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 現在、本市では、太陽光発電施設用地に限らず、空き地や宅地、その他事業用地などに対しまして、草木の管理をはじめ、さまざまな相談や苦情などの案件に対して、万一、管理者が適正な管理を怠っているという場合には、「紀の川市環境保全条例」や「紀の川市あき地管理の適正化に関する条例」などの規定に基づき、適時、指導や勧告を行っているところでございます。

また、「対応のためのガイドライン」という観点でございますが、太陽光発電や風力発電につきましては、国の資源エネルギー庁が、平成29年3月に策定してございます「事業計画策定ガイドライン」において、「全ての再生可能エネルギー発電事業者の責任において実行すべきものである」と記載されてございます。必要とされる責任を怠っていると万一、認められる場合には、「固定価格買取制度」が創設されました「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（いわゆるフィット法（FIT）において、指導等の対象になる」と規定されてございます。

再生可能エネルギー発電事業者に対しまして、本ガイドライン等を活用しながら指導や勧告を行い、また、その他の案件につきましても、県と連携しながら引き続き、指導や勧告等を継続的に行い、市民の生活環境の保全に努めてまいりたいと考えてございますので御理解賜りたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 住民の実態を一番よく知っているのは、地方自治体ではないでしょうか。その地域の実情に合わせた条例をつくり、住民を守っていくのが市町村という地方自治体の役割ではないかと考えています。

自治体の動きによって後から国が法律をつくるということは、空き家対策においても子ども医療費についても、前例があることです。今回の内容についても、独自にガイドラインを定めている自治体もあります。国の法律がないから紀の川市で対応できないということは、市民を守ることに消極的ということではないでしょうか。

山梨県や長野県茅野市などでも、地域に応じた必要性があったから独自にガイドラインを設けているのではないのでしょうか。今ある紀の川市の条例で対応できるのか、不備があって対応できないのであれば、見直すことを考えていく、また研究していく必要があるのではないのでしょうか。市長の考えをお聞かせください。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中村まき議員の再々質問にお答えしたいと思います。

昨今の異常気象や地球温暖化の問題がある中で、脱炭素社会への対応として、太陽光・風力などの再生可能エネルギーを私たちの暮らしに生かす地球的規模での取り組みが非常に重要であると認識はしております。

しかしながら、それぞれの事業において、紀の川市の豊かな自然や紀伊山地のすばらしい景観を、万が一にも破壊する行為、また、そうした開発による被害に加え、健康上の被害や生活環境の悪化が引き起こされるとするならば、そのような事業は到底許すことはできないと思っております。

市として、設置済みの太陽光発電施設などの維持管理については、今後とも現行条例に照らし、適時指導し、和歌山県が審議する計画中の風力発電事業などについては、県を通して市民の意見を事業者に戻り訴えてまいりたいと考えておりますので御理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（坂本康隆君） 再質問、ありませんか。

9番 中村まき君。

○9番（中村まき君）（質問席） 私は、今ある紀の川市の環境保全条例では対応していないのではないかと考えています。

そこで、先ほど聞かせていただいたのは、今も市長の考えでは、紀の川市は今の条例で対応できるのか、もし不備があって対応できないのであれば、考え・見直していくことを考えていく、もしくは研究していく必要があるのではないかと。それについてどう考えているのか、市長の考えを聞かせていただきたいんですけれども。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 今の紀の川市の取り組みでは、条例をもっときっちりと対応していくことをやる考えはということではありますが、現行の状況で今の時点ではやっていけると、そう思っておりますし、これから先についてはまた皆さん方と相談をしながら取り組みをしてまいりたいと、そのように思っております。

〔中村議員「終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、中村まき君の質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、15番 森田幾久の一般質問を許可いたします。

15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（質問席） おはようございます。

ただいま議長の許可が出ましたので、通告に従って、分割質問方式にて、働く環境づくりについて質問をさせていただきます。

少子化高齢化が進む近年、紀の川市も例外ではなく、紀の川市誕生当時は人口約7万3,000人でありましたが、平成30年3月31日現在では約6万3,000人余りとなっています。そのまま推移すれば、30年後には人口が約3万人から3万5,000人とも予測されています。また、若者が働く場を求めて市外へ、県外への流出に拍車がかかることも予測されています。

「紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を作成されるに当たり、市内の粉河高校と貴志川高校の生徒へのアンケート調査の結果、約4割が就職時に市外に住むとなっており、1割から2割は仕事があれば市内に帰ってきたいとなっています。

過去10年間の若者の住民移動推移を見てみると、高校卒業時を基準とした場合、4年制大学に進学したと仮定して、卒業して社会人2年目の春には約2割強の若者が市外へ流出しております。これを社会人とさせていただいたのは、一般的に大学のときには外に出ていっても住民票は親元に置いているということで、その調査を社会人に入ってからということとさせていただきます。また、さらに5年後となると、職場への利便性からか、また結婚等で移動したのかはわかりませんが、基準時から約3割強が市外へと流出しているのが現状であります。

そこで、まず一つ目の質問ではありますが、働く場の確保ということで企業誘致に力を入れていただき、北勢田第2工業団地が完成し、順調に5区画が全て完売しました。また、企業には地元雇用にも御協力をいただいておりますが、まだまだ働く環境が整ったとは思えません。紀の川市土地開発公社がなくなった今、次への企業誘致をどう考えるかをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、先ほどのアンケートから、将来就職したい職業としては、医師・歯科医師・獣医・薬剤師・看護師などの医療関連、教師・保育士などの教育子育て関連、また公務員、理容・美容健康関連となっており、近年スーツを着て働くホワイトカラーを目指す苦者も多くなっています。また、都心では脱サラをして起業を目指す苦者がふえる中、地方創生

で若者の起業を支援する取り組みを、他の自治体で取り組んでいるところもありますが、紀の川市も積極的に取り組んでいく必要があると考えます。特に、ITで起業を目指す若者に対して、市の遊休地を活用し、ITオフィスをつくり、起業の支援をしていってはと思いますが、その考えをお聞かせください。

次に、基幹産業である農業であります。

紀の川市の環境からすれば、若者が農業を後継し、職業として専念してくれる環境が一番理想と思われませんが、その専業農家の後継者支援はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

また、近年、グループで農業法人を立ち上げ、頑張る若者の支援についてはどのようにお考えかもお聞かせください。

これは以前にも質問させていただいたことがあるんですけども、最近、この声を聞く機会が非常に人が集まったときに物すごく聞かせていただくことがあるんです。そのため、もう一度あえて聞かせていただきたいんですけども、あと5年、10年したら、特に山を中心に農地がえらいことになるでという、そういう声が物すごく聞きます。もちろん、そのことは後継者がいないということと、今、自分がやっても、もう数年したら作業ができなくなるという意味であると思われま

そこで、遊休農地等、またこの先、耕作放棄地となり得る農地を集約して、企業農業の誘致に取り組んでほしいと思いますが、お考えをお聞かせください。企業誘致、企業の農業となれば、若者がサラリーマンとしての農業で働く場の一つとも考えられますので、お考えをお聞かせください。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） 森田議員の働く環境づくり、働く場の確保ということで、その一つとして、まず企業誘致をどう考えるかの質問についてお答えします。

第2次長期総合計画を策定するに当たり、市民意識調査の結果によると、就労支援・雇用創出は重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い状態です。

このような状況を受け、本市においても平成30年度から機構改革を行い、今まで商工観光課が担当していた商工労働部門と企業立地推進課を統合し、新たに「商工労働課」を設置いたしました。商業の振興や企業誘致等による雇用創出など、第2次長期総合計画に掲げられた市の重要課題である雇用施策を推進するためには、企業誘致を引き続き進めることが必要と考え、新たな用地を早急に確保してまいります。

進出企業にとって魅力的な用地かどうか非常に重要なポイントであると考えています。企業にとっての魅力とは、一例としては、関西国際空港や大きな港までのアクセス・操業時の騒音等の制約・工業用地の販売価格が近隣の工業団地と比べ妥当性がある等、さまざまな点を検討する必要があると考えております。また、工業団地の造成期間ですが、北勢田第2工業団地の例では約5年かかっておりますので、できるだけ早く整備できるように

検討を進め方向性を出していきたいと考えています。

そのため、企業誘致用地開発の際に関係する部署の職員からなる検討会議を立ち上げ、新たな工業用地造成に当たり、できるだけスムーズに課題等を検討すべく準備を進めているところでございます。また、空き工場・空き店舗の実態把握のためにも準備を行っております。

次に、ITで起業を目指す若者に対して、市の遊休地などを活用してITオフィスをつくり、起業の支援をしてはどうかの質問ですが、本市においては、スモールオフィス、ホームオフィスといったパソコンなどの情報通信機器を利用して、小さなオフィスや自宅などでビジネスを行う事業者の起業に対しても、創業支援セミナーを一定の条件で受講していただければ、創業支援の補助金の対象としております。

市所有の遊休地の活用については、公共施設マネジメント課と連携をとりながら、既存の施設を貸し出す形をとるのか、あるいは新規にオフィスを建築し施設を貸し出す形をとるのか、その方策について検討を行ってまいりたいと考えています。

次に、農業分野の質問にお答えします。

農農業従事者の高齢化や後継者不足、また、それに伴う耕作放棄地の増加等、紀の川市の農業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。このような紀の川市の農業を取り巻くさまざまな課題を克服するため、平成29年度で市独自の農業振興戦略の具体的な支援策を検討してまいりました。

支援策には、農業者団体で構成される農業再生協議会の協議や水稲、果樹、野菜花卉3つの専門部会を立ち上げ、新規就農者を含めた農業者に参画していただき、より現状に即した意見を反映させています。また、農家を対象にしたアンケート調査を実施し、その内容を踏まえた検討を行っております。

アンケートの調査の内容を踏まえ、農業再生協議会と専門部会での検討の結果、市が取り組む課題として親元就農への支援と担い手の確保と育成対策について整理しております。

親元就農への支援では、国の農業次世代人材投資資金の対象とならない親の農業を引き継ぐ新規就農者に対して、市の独自の支援策を検討してまいりたいと考えています。

担い手の確保と育成対策では、新規就農者の確保対策と担い手育成プログラムを実施していきたいと考えています。具体的には、県やJAとの連携強化を図り、就農を希望する方への技術指導を行っていただいている受け入れ農家の体制整備や農地・空き家・空き農業倉庫の情報提供ができる体制整備を進めていきます。これらの体制整備ができることにより、都市部での就農セミナーの実施や紀の川市に来ていただいている体験農業の実施が可能となり、担い手の確保につながるものと考えています。

次に、農業法人への支援ですが、市では農業法人に対しても個人経営の農業と区別なく営農相談や財政的支援を実施しています。また、農業経営の法人化は、6次化に率先して取り組む経営体として、そして新規就農者の雇用の受け皿として、これらの市の農業を継続維持していくため、重要であると考えています。法人化をすることで得るメリットも大

きいと考えますので、市農業委員会や県の関係機関と連携し、法人設立のための支援も行っていきます。

次に、農業への企業参入についての取り組みですが、耕作放棄地の防止と解消を図り、農業経営の規模拡大、農地の集団化、農業への企業参入等の促進による農地の利用の効率化を図る制度として、農地中間管理機構が実施する農地中間管理事業がございませう。

農地中間管理機構は、農地の出し手から農地を借り受け、必要な場合には基盤整備等の利用条件の整備を行った上で、法人や大規模農家や企業といった担い手に農地の集団化に配慮してまとまりのある形で貸し付けを行います。

市といたしましては、この制度を活用して法人や企業が担い手ごとに集約化した農地が利用できるように、出し手農家の掘り起こし等の啓発に取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（坂本康隆君） 再質問、ありませんか。

15番 森田幾久君。

○15番（森田幾久君）（質問席） 再質問は、市長にお伺いしたいと思います。

まず、北勢田の第2工業団地の拡張であります。ただいまの答弁では、前向きに取り組んでいただけるような答弁であったかと思いますが、その中で北勢田第2工業団地を完成するには5年近くの歳月を費やしたとのことでした。

今回は、特にスピードさや建設費用の低コスト化が求められている中で、そこで一つ一例なんですけれども、現在の工業団地から東部になるんですけれども、打田町と旧の粉河町のところなんですけれども、そこは以前、旧打田町と粉河町とで2町でごみの焼却場を建設しようという土地がありました。そこは遊休農地も非常に多くて、排水についても計画しやすい位置であると考えております。場所的には、市長、西部運動場から工業団地の山のあたりです。排水も計画しやすいということになっているところやと思うんです。

また、和歌山県では、企業立地法に基づき、紀の川企業集積ベルト地帯にも位置づけられており、中村市長が先頭に要望されている関空連絡道への直結道路の早期実現に向けて、この工業団地がここに充実していくことこそ大きなアピールでなるのではないかなと考えております。その辺の考えをお聞かせください。

二つ目、前にもちょっと話させてもらったんですけども、企業の遊休農地を活用して、それを市、県に任せるのではなくて、市の農業公社を立ち上げ、遊休農地を集約して代替地等も使い、企業の農業を誘致するというのをやってほしいなというのがあります。今後、山に近いところほど荒れていくのが目に見えてきていますので、そこらの対策を一部でいいんで、モデル的にでも考えられないかをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 森田議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の北勢田第2工業団地の隣接地を今後の企業誘致にする統制をしてはどうかという御質問でございます。

おかげさんで、北勢田の工業団地、県の御協力もいただいて全部完売ができました。話が出てから5年間かかったということではありますが、今、企業が進出したいということになりますと、1年、1年半以内にそこへ行って操業したいんだという急ぐ企業が非常に多いわけで、決まってから山を買収して造成するというんでは間に合わない状況のことも承知しております。

そういうことで、森田議員御質問の北勢田の第2工業団地の隣が一つの企業団地への候補地としての大きな場所ではないかなと、そう思っておりますので、今後の企業誘致に対する造成等については、この場所も大きな一つの場所として検討してまいりたいと、そう思っております。

それから、農業を取り巻く状況の中で、基盤整備、圃場整備の問題ではありますが、これは私が紀の川市が合併をし、出発した時点から各方面に担当の職員が出向き、区長さんはじめ地元の皆さん方と相談をさせていただき、また市議会の質問の中でも、貴志川だけが前々から圃場整備がされており、今、北山地区が完成し、引き続き、尼寺地区の圃場整備をもうやろうということで、今、計画をしておりますけれども、これが進めば、貴志川がほとんど圃場整備の可能性のあるところは大体でき上がっていくわけであります。

そのことがこれからの農地を保持し、またいろいろな面で若者に新規就農者、また後継者等々の取り組みに進めていくには圃場整備がなくてやっていけないと、そう私は信じておりますので、今後ともこの圃場整備を促進してまいりたいと、市はそう思っておりますが、区長さんはじめ、地権者の皆さん方がやる気になっていただかないとこれは進んでいけないわけで、市が幾ら声を大きく張り上げてても地元の皆さん方の考え方一つで進められるということになるわけでありまして、議員各位にも自分とこの地元等々、また関係する皆さん方にはこの問題、将来紀の川市の農業はこうあるべきだとか、このようにしていかなくては放置農園が非常にふえていく。

企業にまとめてお貸しをいただとか、そんなことだけではなしに、昔から受け継いできた自分とこの土地をどうするんかというふうなことから進めていかなくても、もうこのままでええんやという方が一人でも二人でもあるということになれば、その地域はなかなか前向きな進め方ができないということになると思いますので、市全体としてはいろいろとまた皆さん方と相談をしながら前向きに進めてまいりたいと思いますけれども、地元、また土地の保有者の皆さん方の意識改革をしていただくべく一緒になって進めていけたらと、そう思っておりますのでよろしく御理解ある御協力をこちらからお願いしたいと、そう思います。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 再々質問はありませんか。

〔森田議員「ないです」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、森田幾久君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、8番 並松八重君の一般質問を許可いたします。

8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、分割方式で本市におけるマイナンバーカードの普及・推進と今後の活用について質問いたします。

国が導入したマイナンバー制度は、便利な暮らし、よりよい社会を目指し、1、国民の利便性、2、行政の効率化、3、公平・公正な社会の実現という三つの目的があります。平成27年10月以降、住民票を有する方に個人番号、マイナンバーが通知され、翌年1月よりマイナンバー制度の開始とともに交付申請された方にマイナンバーカードが付与されております。

マイナンバーカードは、国民お一人お一人に割り当てられた12桁の社会保障と税の共通番号、顔写真、マイナンバーがしるされたカードで、公的な本人確認書類となります。カードの交付申請は、市役所から届く交付申請書に顔写真を張り、郵送するほか、スマートフォンやパソコンからも申請手続きをすることができます。そして、カードができて交付通知が来てから、市の窓口で本人確認をされ、暗証番号を登録してカードを受け取ることができます。カードの取得は、あくまでも任意ですが、マイナンバーの提示を必要とする場面や各種手続のオンライン申請などに利用できます。

そこで、本市の現状はどうかというと、申請者数は平成30年3月末で5,760人、全国1,741市区町村中547位、県内34市区町村中4位です。カード交付の通知をしても、窓口に取りに来られない方もいらっしゃるようで、実際のカード交付数は4,900枚とお聞きしております。

理由はさまざまだと思いますが、市民にマイナンバーカードの利活用について、また必要性について、余り周知されず理解が進んでいないということだと思います。しかし、平成31年3月より本市では、コンビニ証明書交付サービスが導入される予定だと思います。マイナンバーカードの出番です。市が発行する各種証明書が全国のコンビニで、年末年始やシステムメンテナンス等を除き、いつでも気軽に受け取れるのです。全国523の市区町村では、既に導入されております。市の窓口にならなくても出かける必要がないし、市外からも近くのコンビニで証明書取得ができることは本当に便利でうれしいことです。

このような市民窓口サービスの拡充が行政手続の効率化につながり、マイナンバーカードの提示を必要とする場面がたくさん生まれます。このことから、先を見据えた観点から、次の4点についてお伺いします。

まず、1点目として、本市におけるマイナンバーカードの普及推進の状況です。

コンビニ交付システムを利用するにはマイナンバーカードが必要です。市民にカードを取得することへの不安や疑問があれば、申請しようとは思わないでしょう。事実、私もそ

うでした。今後、コンビニ交付システムが幅広く市民生活に生かされるには、今以上にわかりやすい丁寧な周知と啓発が求められます。どのように普及・推進に取り組まれていくのか、お答えください。

次、2点目として、マイナンバーに関係する行政機関の間での自分の情報ややりとりや自宅のパソコンから確認できるマイナポータルが昨年からは開始されております。

パソコンを持たない方が利用できるよう内閣府からタブレット端末が本市にも配布されていると思うのですが、市の窓口にはまだ設置されていないようです。今後、設置、運用に向けた取り組みはできているのか、お聞きします。

3点目として、幅広い年代の方もマイナンバーカードの交付申請が容易にできる環境づくりについてです。市外に住んでいる友人に聞いたのですが、友人の住んでいる市の窓口では、マイナンバーカードの交付申請ができるというのです。

会派で見学に参りました。先ほども触れましたが、配布されたタブレット端末を使い、市の職員が無料写真撮影から申請まで補助していただける仕組みでした。であれば、スマートフォンやパソコンを持たない方や写真撮影が面倒と思われる方でも交付申請が容易になります。本市として、窓口での申請補助は積極的に取り組むべき環境づくりの一つだと考えます。

次に、4点目として、マイナンバーカードを活用した自治体ポイント導入を考えているのかということです。

聞きなれない言葉ですが、現在、228の自治体が参加を表明しております。最近では、和歌山市がこの7月から自治体ポイントを導入すると新聞に掲載されておりました。公共施設の利用料にポイントを使える自治体として、関西では初めてのことです。利用者は、ポイントカードのかわりにマイナンバーカードを使う仕組みです。自治体によっては、健康増進やボランティア活動に参加するとポイントがもらえ、クレジット会社や航空会社などのポイントを自治体ポイントに交換できるようにして、余ったポイントで買い物ができるというのです。

このように、マイナンバーカードを活用した取り組みは、国に広がっております。課題は多いと思いますが、地域経済の活性化につながる制度として、導入に向け取り組まれてはどうか。

以上4点、最初の質問といたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 並松議員の御質問に、市民部が所管いたします内容につきまして御答弁申し上げます。

一つ目の本市におけるマイナンバーカードの普及・促進の状況でございますが、マイナンバーカードの作成につきましては、御指摘のとおり強制ではございませんが、マイナンバー通知カードを紛失等された方からのお問い合わせにつきましては、マイナンバーカー

ド作成をまず御案内し、作成を希望されない場合には、通知カードの再交付を御案内してございます。

平成31年3月から「住民票の写し」、「印鑑登録証明書」、「戸籍証明書」そして、「戸籍の附票」につきましては、コンビニでの交付サービスが開始される予定となっております。

コンビニでの証明書取得には、マイナンバーカードが必要不可欠であるため、コンビニでの証明書取得率を向上させるためには、マイナンバーカードの普及率向上が当然必要となっております。そのため、広報紀の川及び紀の川市ホームページへのコンビニでの証明書交付サービスのお知らせやマイナンバーカードの取得方法につきまして掲載を予定しているところでございます。

また、来年度の市民課や各支所・出張所に備えつけの窓口用封筒の市民課広報欄には、コンビニでの証明書交付サービスの御案内とともに、マイナンバーカード取得につきまして、広報の掲載を計画しているところでございます。

次に、御質問、三つ目のお尋ねでございます窓口でのカード申請補助についてでございますが、マイナンバーカードは、全国の自治体が地方公共団体情報システム機構（通称）「J-LIS（ジェイリス）」にその作成業務を委託してございます。

そのため、ウェブカメラを利用した写真撮影を行い、マイナポータル用タブレット端末を活用したオンライン申請の補助につきまして、現在、関係課と実施に向けた協議を進めているところでございます。

また、当初にマイナンバー通知カードとともに送付されましたマイナンバーカード申請書を万一紛失された方につきましては、住所、氏名等の必要事項を印字した顔写真添付と署名のみで送付可能な申請用紙と無料送付用封筒を窓口でお渡しもしているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） 並松議員の御質問について、企画部が所管している内容についてお答えいたします。

二つ目に御質問いただきましたマイナポータル端末の設置、運用についてでございます。

現在、紀の川市においては、高齢者やパソコン等を持たない方でもマイナンバーカードを使用した国が運営するオンラインサービスであります「マイナポータル」へアクセスし、各種サービスを受けることを可能とするため、国から平成34年3月までの期間貸与された7台のタブレット端末を本庁・各支所・鞆出張所の窓口で利用できるよう、現在、設置場所や運用方法、また利用者への説明方法などについて、市民部をはじめ、関係部署と協議を進めているところでございます。

今後、準備が整い次第、広報誌やホームページにおいて周知をしてみたいと考えているところでございます。

次に、四つ目の御質問、今後、マイナンバーカードを活用した自治体ポイント導入を考

えているのかどうかということですが、マイナンバーカードを活用した自治体ポイント導入については、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの制度は、クレジットカードなどのポイントを自治体が独自に創設したポイントに変換し、地域の商店街での商品の購入、公共施設の利用料の支払い、またインターネットを利用した物産の購入などに利用できる制度であり、マイナンバーカードを利用した新しい魅力的な生活、地域の消費拡大サイクルの構築を目指す取り組みとして、地域経済の活性化のための新たな財源として期待されていると認識しているところでございます。

なお、現時点におきましては、紀の川市において、マイナンバーカードを活用した自治体ポイント導入の予定はございませんが、今後は市民ニーズや導入した場合の効果等を踏まえた上で、十分に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） ただいまお二人の担当部長より答弁をいただきましたが、再度お伺いしたいと思います。

1点目として、マイナンバーカードの普及率向上に向け、広報紀の川、紀の川市ホームページに掲載していくとのことですが、それだけでは本当に限られた方だけになりませんか。マイナンバーカードに関心のない方にも広く周知・啓発するには不十分だと思います。成人式のような若い方が集まる場所や市のイベントなどに出向いて相談窓口を設けたりするなど、もっと効果的な広報が必要ではないかと思うのです。

また、2点目として、自治体ポイント導入の予定はないとのことのお答えでしたが、本市独自でマイナンバーカードを有効に活用した市民サービスとして、今後、コンビニ証明書交付サービス以外サービスは考えていかれるのか、2点について再度お答えください。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） 並松議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の普及・啓発は広報やホームページだけでは不十分ではないかという御質問ですが、紀の川市が主催する催しや関係機関・団体の協力を得、イベントや会議などで啓発を行うことが考えられます。

議員の御提案のとおり、成人式など若い世代が集う機会を利用し、啓発することも有効な方法の一つと考えます。年間を通じ、多数の催しがあると思いますので、今後関係部署において協議し、有効な方法を検討していきたいと考えております。

また、今後、市民の方が有効に利用できるサービスがふえていかなければならないと考えるが、市ではどのような取り組みを考えているのかという御質問に対してお答えさせていただきます。

マイナンバーカードを活用したサービスの増加に向けた取り組みとして市の考え方が、現在、市が取り組んでいるのは、「子育てワンストップサービス」として対応を開始

しました「児童手当」、「ひとり親支援」、「保育」、「母子保健」分野での電子申請と、来年3月から開始予定で導入を準備しているコンビニで市が発行する各種証明書の交付サービスとなります。

この2件の事業以外に、現在、市独自で検討している取り組みはございませんが、国では「介護に関する手続」、「死亡・相続に関する手続」への活用や「健康保険証」としての活用を目指しており、今後は国・県の動向を注視し、市民の皆様の利便性の向上、導入においては費用対効果など十分に協議、検討を行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 再々質問、ありませんか。

8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 市長にお聞きしたいと思います。

本市が導入される予定のコンビニ交付サービスは、市民生活において格段に利便性が図られていくものです。先ほどの答弁にもありましたが、2020年にはマイナンバーカードを健康保険証のかわりとして使えるようにすると厚生労働省は発表しています。さらに、マイナンバーカード普及率向上に向け、さまざまな取り組みが提示されると思われますので、本市としてマイナンバーカード普及・推進は喫緊の課題と受けとめていただくべきです。

そこで、市長みずから設置、運用されるであろうタブレット端末を利用してカード取得をされれば、市民の皆様への一番効果的な周知・啓発になっていくと思うのですが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 並松議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

政府が進める計画でも、マイナンバーカードの普及またはコンビニでの証明交付が推進されておるところでありまして、本市においても、議会の御理解を得て、私の政策目標でもあります窓口サービスの拡大として、「コンビニでの証明書交付」が実現する予定となっております。コンビニでの証明書交付には、マイナンバーカードが必要不可欠となるため、さらなる交付の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解の上、御協力をお願いしたいと、そのように思います。

○議長（坂本康隆君） 以上で、並松八重君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時28分）

（再開 午前10時44分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（坂本康隆君） 次に、12番 榎本喜之君の一般質問を許可いたします。

12番 榎本喜之君。

○12番（榎本喜之君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

現在、国において、岩出狭窄部対策事業が行われております。この事業が完了することにより、我々の紀の川市で水害がなくなってくれればと思います。我々議員も筑波まで行き、実際の紀の川の100分の1の大がかりな模型での実験を見させていただきました。岩出井堰が改良されることにより、水位が約0.3メートル、30センチ下がると言われ、さらに河道を掘削して下げことでより水位が下がり、安全な方向に向かうと聞いております。その河道掘削による残土が70万立方メートルを予定していると聞いていますが、範囲として、エリアとして紀の川、貴志川のどのあたりまででしょうか。

また、以前から地元自治区からの要望を受け、貴志川の河道掘削を国に要望していたと思います。平成29年第4回定例会において、阪中議員の質問に対し、国から状況を確認しながら撤去を判断していくと聞いていますと答えております。本市はどの範囲を要望していますか。また、それによる残土量をどのくらいだと想定していますか。まず、お聞きします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（自席） 榎本議員の御質問の岩出狭窄部対策事業の進捗と残土の利用について、お答えさせていただきます。

岩出狭窄部対策事業につきましては、御存じのとおり、国の直轄事業として総事業費約90億円、工期は平成28年度から平成32年度までのおおむね5年間で、現在、急ピッチで工事が進められているところでございます。

議員質問の約70万立方メートルの河道掘削の範囲についてでございますが、国の計画で、紀の川本流については、岩出頭首工から上流約2.6キロメートル付近（岡田樋門）までの区間を主に掘削する計画となっております。

また、貴志川については、紀の川合流部から上流桃山大橋付近（丸栖排水樋門の排水口）までの区間となっております。なお、平成30年3月末までに約15万立方メートルの掘削を完了しているところでございます。

次に、貴志川の河道掘削について、市はどの範囲を要望しているのかとの御質問ですが、地元自治区からの要望のあった紀の川合流部から諸井橋までの約6キロメートルの国の管理区間の土砂のしゅんせつ、立木等の撤去について強く国に要望しているところでございます。

また、残土量をどれくらい想定しているのかとの御質問ですが、国は貴志川のしゅんせつについて、維持管理の範囲内で状況を確認しながら判断していくとのことであり、しゅ

んせつ量につきましては、特に計画量を定めていないとのことでございます。

○議長（坂本康隆君） 再質問、ありませんか。

12番 榎本喜之君。

○12番（榎本喜之君）（質問席） 次に、紀の川の本流についてお聞きをしたいと思えます。

紀の川では、近年、何十年もの間砂利の採取もされておられません。昔は、建設資材の採石や砂として利用するために採取されたようですが、1年の間に採取できる期間の制限があることやストックヤードの確保、運搬などによる販売価格への転嫁上昇などにより、山からの採取に切りかわってしまいました。よって、今の紀の川は河道が上がリ、堆積がひどいように思います。ところによれば、市が占有しているグラウンドよりも中洲のほうが高く堆積しているところも見受けられます。岩出井堰の上流部の堆積土を撤去するだけでは、さらに上流に堆積している土ですぐに埋まってしまうことはないのでしょうか。より安心・安全を長く維持するには、さらに上流に向かって堆積土の撤去を要望していったらどうでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（自席） 紀の川本流の河道掘削について要望していないのかとの質問ですが、議員おっしゃるとおり、昔は企業、業者さんが砂利採取を行っていた時代もあり、堆積土も今ほどではなかったと思われませんが、近年は堆積土に加え、樹木等が繁茂している箇所も多々見受けられます。国は、日常のパトロールで現状を把握し、維持管理予算の範囲内で、特に支障となる樹木等の撤去を適時実施しているとのことでございます。

市といたしましては、紀の川、貴志川の河道掘削を同時に進行していくのが理想ではございますが、まず、近年の集中豪雨や台風等で多大な被害をもたらす原因となっている岩出狭窄部対策事業の早期完成と貴志川の河道掘削を最優先課題として要望しているところでございます。したがって、今後はこれらの進捗状況を見据えながら、紀の川本流の河道掘削も要望してまいりたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 再質問、ありませんか。

12番 榎本喜之君。

○12番（榎本喜之君）（質問席） 今回の対策事業に合わせて、少しでも堆積土砂を撤去してもらい、紀の川市が安心・安全により向かうように問題となるのが、その堆積した土砂の処分場ではないでしょうか。

現在、しゅんせつされた土が運び込まれているのは、かつらぎ町にある圃場整備の現場でございます。しかし、ここももうすぐいっぱいになり、終わってしまうと聞いております。国が計画している70万立方メートルについては、ある程度めどが立っているのかもしれませんが、本市の安全・安心のためにさらに上流に向かってしゅんせつを行ってもらうには、さらなる処分場を用意する必要があるのではと考えております。予定している処分

場はありますか。

しかしながら、ただ残土を捨てる処分だけをする場所をつくるだけでは許されず、公共事業がまず優先されます。以前、下丹生谷地区にあった圃場整備現場は、もうすぐ完成し、良好な畑地となると思います。このように、後に本市にとって、市民にとって有益な土地となるような場所をつくるべきだと思います。

圃場整備でよい農地をつくることももちろん有益ですが、北勢田第2工業団地の完売後も企業などからの問い合わせが多数あると聞いております。新しい工業用地の確保ということも視野に入れて事業計画は立てられないでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（自席） 岩出狹窄部対策事業の掘削残土の約70万立方メートルについて、本市の要望をかなえてもらうために市で処分場を用意する必要があるのではないかと質問ですが、以前より国土交通省よりしゅんせつ土の有効利用について、市内に適地がないか打診がありましたので、市といたしましてもできるだけ多くのしゅんせつ土の有効利用ができ、また、その跡地が公共用地や企業用地として有効活用できるような有効利用箇所を関係機関や地元と協議しながら数カ所を候補地に上げ、国に提示してまいりました。

国も市が提示した候補地について現地調査を行い、有効利用箇所として適合しているか検証しましたが、大半の候補地については法的な問題や費用対効果等の基準に満たせないとのことであります。国も処分土について、ある程度めどが立っているとのことですが、市といたしましても、できる限り跡地が有効活用できるような土砂有効利用箇所を確保する努力をしていきたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） 榎本議員のしゅんせつした処分地の有効利用について、農林商工部からお答えします。

有効利用については、庁舎内の関係部局でも協議をしているところでございます。また、尼寺地区で進めています圃場整備では、平成30年度に測量設計を実施する計画になっていきますので、しゅんせつ土について利用を図れるよう計画を考えております。

平成30年度から始まった第2次長期総合計画でも、政策目標「産業・交流」の分野におきまして、「地域の特性を生かした農業振興」、「均衡のとれた農村や農地の整備」、また、「就労支援の充実と雇用創出の振興」を掲げ、基幹産業の農業振興と雇用対策として企業誘致の促進を目指しています。そのためには、「圃場整備」・「工業用地の確保」は必須となり、その紀の川のしゅんせつをそれらの事業に有効利用することは可能であれば実施していきたいと考えていますので、関係部局と連携を図りながら検討してまいります。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 再質問、ありませんか。

12番 榎本喜之君。

○12番（榎本喜之君）（質問席） 最後に、市長にお聞きをしたいと思います。

水害に対して安心・安全な紀の川市を目指して、国・県とともに御尽力をいただいていることはよくわかっております。今回の国の対策事業による安全性を伸ばすためにも、また紀の川市の発展のためにも、この機会に残土処分場、残土の有効利用地を国・県と協力し、紀の川市内につくることを推し進めていただけませんか。

先ほど森田議員の質問の答弁にも、慌てている業者というんですか、喫緊に探しているような業者はあるということでお答えをされておりましたが、長い目で見て、またそういうものを有効な土地をつくっていくのも一つの手法ではと思いますので、両面合わせて有効利用、紀の川市の安心・安全を伸ばしていくということについて、また市長のお考えをお聞かせください。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 榎本議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

岩出頭首工の開業に伴い、紀の川の堆積されている土砂についての有効利用等々については、担当部長が答弁申し上げたとおり、紀の川市において5カ所ぐらいの場所を残土を埋め立ててもらいたいという要望は国のほうに出しておるところであります。

ただ、多くの土砂が70万立方メートルですか、あるわけで、細かく5カ所あたりの設計等々をしながらやるのが国においてなかなか厳しさもあるということでありまして、まだいろいろと要望、陳情を重ねておる状況の中で、奈良県まで持っていこうという計画も出ておるようでありまして、費用対効果等々いろいろ計算する中で、できれば紀の川市で、1カ所でも2カ所でも多く埋め立てをしてもらえるように、これから陳情運動展開をしてみたいと、このように思っておるわけで、企業団地として埋め立てができるかどうかということは、今、決定はしておりませんが、埋め立てしていただくことによって、土地の有効利用については紀の川市の発展につながる埋め立てになるわけで、ぜひとも頑張っていきたいと、そう思っておりますので、議員各位の御協力もよろしくお願ひしたいなど、そのように思います。

○議長（坂本康隆君） 再質問、ありませんか。

〔榎本議員「はい」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、榎本喜之君の一般質問を終わります。

ここで、議員の皆さんに報告申し上げます。

本日の傍聴人についてですが、紀の川市議会傍聴規則第6条2項ただし書の規定により、児童の入場を許可しておりますので、御了承いただきたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 次に、7番 石脇順治君の一般質問を許可いたします。

7番 石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、通告に従い、分割質問方式により、一般質問を行います。

今回の私の質問は、都市計画税についてでございます。

現在、紀の川市は都市計画区域を設定し、その区域内にある土地及び家屋に対し固定試算税とともに都市計画税が課税され徴収してございます。一部例外として、農業振興地域の農用地区域にある農地等は除かれてございます。

そんな中、担当部局より、都市計画税については、従来より実施している地籍調査事業の地籍確定により、平成33年度の評価がえ時に、これまで行っている都市計画税の「免除地籍の解除」を行い、課税処理をすることを本年度より5月の固定資産税等の納付通知とともに市民に周知を図ると説明を受けました。事実、「お知らせとお願い」というチラシが入ってございました。

都市計画税は目的税で、都市計画事業に充当されるもので、一般的に都市計画事業とは市の将来を見据えた計画的な土地利用を行い、農林漁業と調和のとれた「まちづくり」をする事業でございます。

本市は、平成21年度より旧町時代から都市計画区域を設定していた打田・粉河・那賀に加え、貴志川町と桃山町の適用除外区域を設定し、都市計画税を課税してございます。当時の都市計画税の充当事業は、主に公共下水道事業と粉河・那賀の道路整備で、その後、紀の海クリーンセンター、打田に市民体育館・市民プールを含む公園整備も完了し、今後は主に都市計画施設の維持管理費やまだまだ続く公共下水道事業の財源となると考えるところでございます。

本年3月に設定した第2次紀の川市長期総合計画の都市基盤生活環境には、まちづくりの指標や取り組みを記載されておりますが、具体的な事業名等は余り示されてございません。私は、国・県の計画を除き、市が計画する事業は公共下水道を残し、ほぼ完了したのではと考える中、次の2点について質問いたします。

まず、1点目ですが、平成27年5月に和歌山県が策定した都市計画マスタープランの紀北圏域での方針や都市計画区域の関連もございしますが、紀の海クリーンセンターや市民体育館及び市民プールなど特定の市民ではなく全ての市民が利用できる施設ができ、市民としても今後有効に利用しなければと思う中、税の公平性を考えると、市全域を都市計画課税対象とするべきではと問います。

次に、2点目ですが、私は都市計画税が目的税ということから、基本的には先ほど質問したことが本来の主張でございますが、ただ、区域等の見直しがハードルが高く、すぐには実施、検討できないならば、現時点で税負担の公平感があるのは充当する主たる事業である公共事業となると思うので、都市計画区域内の公共下水道の見実施区域、例えば、粉河では荒見地区、川原地区、旧の那賀地域では上名手地区、麻生津地区がございしますが、そういう見実施地区を免除すべきではと考えるものであります。

以上、2点質問いたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 金岡哲弘君。

○総務部長（金岡哲弘君）（自席） それでは、石脇議員御質問の都市計画税についてお答え申し上げます。

都市計画税は、地方税法第702条の規定により都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画法に規定する都市計画区域に所在する土地及び家屋に対して課税する目的税でございます。

都市計画税の用途については、都市計画法に基づく道路や公園の整備、下水道事業、河川・水路などの都市施設の整備に関する事業について、都市計画区域を一体として総合的に整備、開発、保全しようとするための事業として実施されることとなっております。

紀の川市では、平成21年度から旧粉河町の鞆淵地区、旧打田町の高野・五百谷地区、旧桃山地区の善田・黒川地区等の一部地域を除いた県指定の都市計画区域全域の土地及び家屋に対して都市計画税を課税してございます。

その都市計画税の主な用途につきましては、先ほど議員もおっしゃっていましたが、公共下水道事業や市民体育館・市民プール、桃源郷運動公園、愛宕池公園、平池緑地公園、秋葉山公園等の運動公園などの都市公園整備や都市計画道路の整備に係る街路費、市内の都市整備運営事業などに生かしてございます。

都市計画税につきましては、市の都市計画事業の重要な財源となっており、今後においても都市計画事業を進める上での長期的な財源確保のため必要不可欠な目的税であるとして、税負担としていただいておりますことを市の広報誌や決算資料に掲載し、市民の皆様にご理解をいただけるよう周知しているところでございます。

議員御質問の一つ目の都市計画事業の財源確保のために市全域での都市計画税を課税することについては、地方税法で「都市計画法による都市計画区域内において課税」と規定されていることから、市内全域が都市計画区域に指定されていない限り、法律上課税することはできないものでございます。

また、二つ目の公共下水道事業の未実施区域等の都市計画税、実施されない場所の都市計画税を免除すべきという御質問についてでございますけれども、一つの事業が都市計画区域の一部においてのみ実施される場合であっても、都市計画区域を一体として総合的に整備、開発、保全しようとするための都市計画事業としていることから、都市計画区域全域に課税しておるところでございます。

このことから、都市計画区域のうちの一部の区域のみを課税する、一部を除外するなどの不均一な課税をすることは難しいことであると考えております。

また一方で、道路や公園は都市計画税を納めていない方も利用され、都市計画事業等の受益を受ける方は、都市計画税を納める方だけではございません。

このような状況の中で、都市計画区域に土地、家屋を所有されている方に目的税として

負担していただいていることは、受益と負担の公平性の観点から議論されることだと考えております。

今後におきましても、都市計画税は都市施設整備のための財源として重要であることから、税負担の公平性について十分念頭に置きながら、応益性の目的税であることの趣旨を踏まえて納税者に対して受益と負担の関係を明らかにするため、その用途を一層明確化していくとともに、税制度として都市計画区域の見直しの検討を含め、この課題を解消できるような方策等を都市計画マスタープランに反映するように関係機関と協議してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

〔石脇議員「ありません」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、石脇順治君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、17番 堂脇光弘君の一般質問を許可いたします。

17番 堂脇光弘君。

○17番（堂脇光弘君）（質問席） それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私、今回は農業のことについてお伺いしたいと思うんですけども、紀の川市の基幹産業は農業やと言われている割には、農業に対する補助ですか、そういうふうなものが十分ではないように感じておりますので、一般質問をさせていただきます。

農業用事業を施行するに当たり、市に申請しますと、工事金額の直接工事費の2分の1の補助が出ます。その上限の金額が、今200万円までです。直接工事費が200万円上がれば100万円補助がもらえるというふうになっているんですけども、急な雨で道が壊れたよ、工事を地元の業者をお願いしたところ、400万円ほどかかるというふうなときになったときに、利用者の方が市から補助100万円もらって300万円地元負担金で施工しなければならないということなので、私はこの直接工事費の限度額の200万円を500万円ぐらいに上げていただけないものかということをもとに最初にお伺いします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） 堂脇議員の農業用施設整備補助金についての質問に答弁させていただきます。

この事業につきましては、旧町からの継続事業として、合併以前より各旧町にあった同様の補助制度を統合し再整備したものであり、農家が供用使用するの農業用施設について、地区、地元区が実施する農業用の整備に対して補助金を交付するものです。

補助金の交付要件といたしましては、共同使用する農業用施設の新設、改良、補修工事に対し、補助対象事業費は5万円以上で補助限度額が100万円、小規模な農業用施設整備改修等に対して、市が査定する諸経費を含まない合計金額、直接工事費と消費税額を合

計した額に対しての2分の1を補助を行うという制度でございます。

議員御質問の補助額を最高額を500万円にできないかとの質問に対してですが、現在、紀の川市内では農業用施設の改修に当たり、「多面的機能支払交付金事業」で実施する地区が増加していますが、この事業は農村地域の集落機能の低下により、共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、農業用施設の保全管理に対する担い手農家への負担を軽減するための支援する事業で、平成30年度では、市内53地区の活動組織で、老朽化が進む農業用排水路や農道などの施設の長寿命化のための補修や機能維持の更新等に取り組んでいただいております。この交付金は全額公費の対象となり、箇所づけについても活動組織で決定できることから、農業用施設整備補助金にかわる制度として取り組みの検討をいただけたらと考えています。

近年では、農業用施設の整備工事について、この多面的機能支払交付金事業に取り組み、工事を実施している地域が増加したことから、一時より農業用施設整備事業補助金の申請件数が減少してきておりますが、依然として申請件数が多く、頻発するゲリラ豪雨による施設の損傷など急を要する案件も増加してきております。このような状況を踏まえ、限られた予算を申請区全部に交付できるよう補助限度額を定めています。

また、事業費が高額となる場合には、小規模土地改良事業や農業基盤整備促進事業などの国・県の補助金を活用して、地元負担金が少なく済むように改修を行っているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 再質問、ありませんか。

17番 堂脇光弘君。

○17番（堂脇光弘君）（質問席） 今、部長の方から、国・県、これに100万円できない工事については、中山間の直接支払いのほうでやってもらったらいいとか、小規模土地改良事業とか農業基盤整備、国・県の補助をもらってしてもらったらいいんじゃないかということなんですけども、国・県の補助要するには、着手にかなり時間がかかると思うんですよ。設計を組んでもらって、予算立ててもらって、設計組んでもらって、少なくとも2年ほど、時によったら3年ぐらいかかるんじゃないかなと思うんで、だから小規模治山の場合は、ため池いうのは地元負担金2割と、その他の農道排水路については4割と、農業基盤整備の場合でも地元負担金が2割で、安くできるんです。

だから、この制度を市単独の事業としてその予算を、限度額を500万円に上げられないんだったら、市単独のこういうふうな地元負担金2割、4割ぐらいの事業を市単独の事業として今後取り組んでもらえないかなって。それをやってもらうことによって、紀の川市の基幹産業は農業やと言われるんだったら、もっともやなど、市のほうも本腰入れてやってくれているんやなって感じるんですけども、今の補助事業見てたら、直行が200万円までで100万円しかしないと。その100万円に消費税8%を乗せますよと。だから、直行プラス8%の2分の1でしょ、2分の1の消費税って聞いたこともないんで、それだったら同じ紀の川市でやっている、建設部でやっている生活道路、これについては、消費

税はないですけども、2割程度の経費、必要経費見てくれているんですよね。だから、同じ役所でやっていて、片や農のほうは消費税の2分の1プラスしかないと、建設部のほうには2割の経費は乗っていると、こういうふうなことも道については皆さんが公共性あって利用されると言われるかもわからんですけども、農道だって一般の人も通られることもあるんで、せめて同じ役所やったら経費比率を同じように2割ぐらいにしたらどうかという、再度。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） 堂脇議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、国・県の補助事業を活用すれば着工に時間がかかるが、その対応はということで、確かに国・県の補助事業実施するには、採択をいただく期間が必要となります。それまでの期間、多面的機能支払交付金事業や農業用施設整備事業補助金を活用していただき、応急的な工事を実施していただくことも可能でございます。

そして、次の質問ですが、小規模土地改良事業や基盤整備事業などの事業を市単独で実施してはどうかという質問に対してですが、市が業者等に発注し施工する場合には、構造計算等を実施して頑丈な工法となり、また、工事費につきましても経費がついて事業費も高額となり、それに応じて地元負担額も高くなることもございます。現場の状況を確認させていただき、より有利となる事業を地域の皆様と十分協議させていただき、少しでも地元負担が少なく済む事業を選択して実施できればと考えてございます。

次に、諸経費の上乗せをしてはとの御質問ですが、この補助金は、もともと農業用施設の関係者による直営工事の際に材料費を支給する補助金という観点から、仮設費等を含む直接工事費としております。しかし、昨今では、ほぼ業者が委託施工による申請が多くなっていることから、少しでも関係者負担を軽減すべく、平成29年度から消費税相当分として8%を計上しておるところでございます。

次に、同じような補助事業が建設部にもあるが、建設部と同じ諸経費にしてはとの質問に対してですが、建設部の紀の川市道路整備等事業補助が2割の諸経費を計上しておりますが、その理由といたしましては、公共性があり不特定多数の者が使用する観点から信頼できる施工をしてもらう必要があり、業者等に委託することが多いため、諸経費の計上をしていると聞いております。

しかし、農業用施設の観点からは受益者が限定しており、関係者が共同で施工してもらうことにより建設コストの軽減や改修箇所の速やかな対応ができるよう材料費、労務費等に対する補助金としております。

○議長（坂本康隆君） 再質問、ありませんか。

17番 堂脇光弘君。

○17番（堂脇光弘君）（質問席） 今回の答弁では、私が言った紀の川市単独の地元負担金2割または4割を今後検討してくれるんかどう。今回の答弁だったら、こういうふうな

もんがありますから、今までのままで辛抱してくださいよというふうな答弁やったんやけど、今、部長の答弁で、市単独の事業でそういうふうなことをやっても、構造計算計算からいろいろしてくと、地元負担金が高くなると。高くなっても、将来的に長く使える道なり水路なりできれば、ええん違うんかなって思うんですよ。

だから、小規模治山とか農業基盤整備を3年も4年も前から計画して、せんかっても、市の単独の事業を、そういうふうになにかかわる市の単独の事業を取り組んでもらえばより強固な農道なり水路なり農業の基盤整備ができるんじゃないんかなって私が思うんで、今後、検討していただければどうか、再度、済みません。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） ただいま堂脇議員から質問がありまして、今後検討していただけるのかという御質問ですが、現在のところ、今、検討すると答えることは、この場はちょっとできかねますので、いろいろと聞かせていただいて協議をしていきたいなと、検討なんか協議なんかと言われると、ちょっとつらいところございますけども、まず今のお聞きさせていただいて、私、部内等でも一応いろいろと協議ですか、検討はしていきたいなと考えています。できる、できないとは今は申すことはできませんが、済みませんが、御了承をお願いします。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

17番 堂脇光弘君。

○17番（堂脇光弘君）（質問席） 何て返事してええんか、困っております。私の希望としましては、紀の川市の基幹産業は農業やと言うてるんだったら、言うてるように、市のほうも農業者に対してそれなりの補助、だから農環境整備に力を入れていただきたいなと思いました。

それと、ちょっと変わるんですけども、農のほうの補助事業をしてもらおうと思ったら、2戸以上の農家がないとしてくれないということなんで、これからだんだん高齢化してきて、個人だけでも補助できないんかなって思うんですけども、2戸以上なかったら今の状況ではだめだと。だけど、農業をやられている方が将来的に自分の農地を守っていく、自分も高齢化してくる、けども1軒しかないよ、はたの農地はないよというふうなときには、その補助の対象にならないんですよ。だから、今後、また先ほどの答弁と同じようになると思うんですけども、一戸の農家でも補助できるようにできないもんですか。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） 個人施設についても、補助を出せるようにしてはという御質問にお答えさせていただきます。

この補助金の対象となる農業用施設は、農道、用排水路、ため池及びかんがいポンプや用水の頭首工などの農業用施設であり、かつ共同使用するという位置づけから、共同施設

としての最小人数である受益者2戸以上という要件で運用しております。この受益者が1名の者は個人施設となり、園内道路や進入路等がこれに当たると思われますが、あくまでも個人としての営農効率向上を図る施設でありますので、個人施設への補助については、今のところ考えてはおりません。

農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や農業後継者不足等により、農業用施設を管理すべき組合・組織そのものの弱体化が進み、さらに土地改良事業等を活用した整備改修においても、地元負担金などの問題も加わり整備に至っていない箇所も増加しております。

こうした状況を踏まえ、中山間地域等直接支払や多面的機能支払交付金事業などの交付金等の活用を積極的推進し、地元が軽減できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

17番 堂脇光弘君。

○17番（堂脇光弘君）（質問席） 部長の答弁で、余り話は進展しなかったんじゃないかなと感じております。そこで、ここに座られている部長さん方も、自分の担当ではないよというんじゃないしに、今度からの庁議なんかで本当に基幹産業が農業やと思われているんだったら、誰か私の言っていることに賛同してくれる部長さんおられたら、庁議で一言発言していただいて、できれば農家の方が働きやすい環境をつくってもらいたいなと思っております。

終わります。

○議長（坂本康隆君） 以上で、堂脇光弘君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本日予定されていまして一般質問は全て終了をいたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次会は、6月12日火曜日、午前9時30分より再開をいたします。

お疲れさまでした。

（散会 午前11時35分）